

地方財政審議会付議（説明）案件

令和4年8月30日（火）

（案件名）

令和4年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 虫明 徹

（内23511）

令和４年度８月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第３１条に基づいて、令和４年度８月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

４，８１８億円（５月～７月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度８月期比 ＋６１８億円（＋１４．７％）

4 譲与日

令和４年８月３１日（水）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	５月、８月、１１月、２月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和３年度譲与実績	１８，５３５億円
令和４年度地財計画	１９，９８６億円

《注》令和２年２月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 4 年 8 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 4 年 8 月 3 1 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和4年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	22,034,536
青森	5,221,132
岩手	5,105,363
宮城	9,708,548
秋田	4,046,649
山形	4,504,348
福島	7,731,222
茨城	12,091,460
栃木	8,152,942
群馬	8,178,095
埼玉	30,976,163
千葉	26,504,466
東京	9,026,096
神奈川	38,957,969
新潟	9,283,749
富山	4,364,274
石川	4,776,369
福井	3,234,204
山梨	3,416,023
長野	8,637,379
岐阜	8,345,241
静岡	15,322,839
愛知	31,809,741
三重	7,465,953
滋賀	5,961,826
京都	10,872,947
大阪	37,272,475
兵庫	23,048,360
奈良	5,585,895
和歌山	3,890,949
鳥取	2,333,965
島根	2,830,438
岡山	7,964,363
広島	11,807,597
山口	5,660,063
徳島	3,034,702
香川	4,007,604
愛媛	5,629,622
高知	2,916,479
福岡	21,657,497
佐賀	3,422,214
長崎	5,534,628
熊本	7,331,193
大分	4,739,787
宮崎	4,510,880
鹿児島	6,698,386
沖縄	6,189,020
合 計	481,795,651

(参考) 令和4年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：15,165億円

8月期譲与額（譲与制限後）：90億円

8月期譲与制限額：446億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 $446 + 90 = \text{約 } 537 \text{ 億円}$

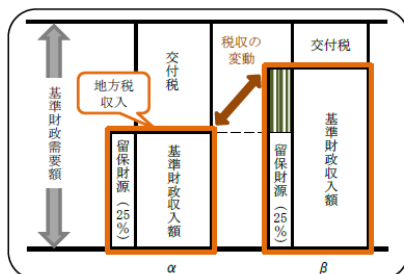
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

＜交付団体における財源の動き(イメージ)＞



＜特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ＞

